

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2023 年 2 月 6 日

「モーリタニア国農業・畜産・栄養分野にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))」
(公示日:2023 年 1 月 25 日/調達管理番号:22a00887)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	4. 経費積算に係る留意事項	事業実施担当部がセネガル事務所となっているが、セネガル事務所への活動報告を行うためにセネガルへの渡航の航空運賃を、見積もりに含めて見積もりを作成する必要があるのか。	セネガル事務所への活動報告はオンラインで実施することとし、往路・復路ともにセネガルへの立ち寄り不要です。
2	4. 経費積算に係る留意事項	「英仏翻訳」となっているが、報告書の作成は和文・仏文となっており、英文は作成しないので、「和仏翻訳」費を定額の 50 万円から支出しても構わないか。それとも、翻訳費は「英仏」しか認められないか。	日本語、仏語、英語間での翻訳について全て定額から支出することを想定ください。
3	入札説明書、p22、4.経費精算に係る留意事項、(3)定額計上について	「現地アシスタント備上 1,000,000 円(税抜)は、日当、宿泊費も計上されていますでしょうか。	日当、宿泊費を含みます。
4	入札説明書、p.12(2)南部・沿岸部を中心とした現地踏査調査の実施	「セネガル川流域(特にロッソ、フォームグレイダ、カエディ等の都市・地域)や、その他の地域での現地調査を行い」とあります。往復に必要な時間を考慮すると、フォームグレイダやカエディの現場訪問は宿泊が想定されますが、安全確認が	ヌアクショット市、ヌアディブ市を除いて安全対策上の推奨ホテルの指定はございませんので、任意のホテルにお泊りいただけますが、JICA関係者による宿泊実績のあるホテルに宿泊いただくことを推奨します。(実績については契約後に情

		<p>なされたホテル等はありませんでしょうか。</p> <p>また、カウンターパートの同行を想定する場合の日当宿泊費の基準額があれば共有をお願いいたします。</p>	<p>報共有いたします。)</p> <p>カウンターパートが同行する場合の日当基準については、以下の官報の703ページの記載を参考とし、必要に応じて個別に設定します。</p> <p>J.O. 1493F DU 15.09.2021.pdf (msgg.gov.mr)</p> <p>本公示の提案では、「カウンターパートの同行費(旅費・日当・宿泊料)」を50万円として定額計上することとします(契約締結時に加算します)ので、入札金額には含めないでください。</p>
5	15 頁(7)調査結果に関するモーリタニア側への説明の実施	モーリタニア側関係機関に対する旅費・日当の規定はございますか。	質問4の回答に同じ。
6	15 頁(1)報告書等 2)インセプションレポート	インセプションレポートは、データのみで印刷物での提出は不要との理解でよいでしょうか。	JICA への提出はデータのみで結構です。ただし先方政府への説明時に必要な場合は、適宜配布を行ってください。
7	20 頁(8)安全管理	<p>活動可能地域として、ヌアディブ州がありますが、これはダフレト・ヌアディブ州と理解してよいでしょうか。また、ダフレト・ヌアディブ州に入るには、途中のインシリ州を通過する必要がありますが、この州の通過は許可されるのでしょうか。また、「ヌアディブ州外への渡航については、」とありますが、州外ということの意味するところが良く分かりません。ヌアディブ州以外の州には出張許可がいるということでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>「モーリタニア国内の活動可能地域は、・・・」以下の記載について、以下の通り訂正いたします。「ヌアディブ州外」の記載は「ヌアクショット州外」の誤りです。</p> <p>「モーリタニア国内の活動可能地域はヌアクショット特別州、トラルザ州、インシリ州及びダーヘル・ヌアディブ州、ブラクナ州、ゴルゴル州です。ヌアクショット州外への渡航については、渡航先に応じて、モーリタニア当局からの出張命令書、または在モーリタニア大使館発出の口上書が必要になる場合があります。詳しくは「JICA の国別</p>

			安全対策情報」のページから2023年1月17日更新の対モーリタニア安全対策措置を入手してご確認ください。」
8	20頁(8)安全管理	調査団雇用の傭人も左記に記載がある安全管理に従い、行動する必要がありますでしょうか。日本人専門家の遠隔モニタリングのもと、傭人が活動可能地域以外の地域で調査することは可能でしょうか。	調査団雇用の現地傭人も原則として、安全対策措置に従い、行動してください。ただし指定ホテルでの宿泊については(業務実施案件のため)「推奨」とします。特に外務省渡航情報レベル2地域への渡航の際には、有事対応を考慮し、邦人と現地傭人の宿泊先を同一としておくことを推奨します。 現地傭人の安全対策措置が定める活動可能地域以外の地域への渡航は、真に必須な場合等は事前承認制で例外的に認められる可能性もありますが、本調査では想定しておりません。原則として、安全対策措置が定める地域内での調査を前提にご検討ください。
9	22頁4.経費積算に係る留意事項	本案件は一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型)となりますが、2022年12月21日付お知らせにある通り、「コンサルタント等契約におけるQCBS及び一般競争入札(総合評価落札方式)での価格点計算式の変更及び企画競争(QCBS含む)への上限額提示の試行導入」の対象となりますでしょうか。また対象となる場合は、JICAの予定価格(非公開)を超える見積り金額は失格になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。価格点計算式は第1章12.(3)のとおり変更しています。 入札価格については、第1章12.(5)2)に記載の通り入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であることを条件とします。

10	22 頁 4.経費積算に係る留意事項	モーリタニアに向かう際にセネガル事務所に訪問する必要があるかと思いますが、毎回の渡航においてセネガル事務所を経由するよう渡航ルートを設定したほうがよろしいでしょうか。その場合、セネガル事務所への訪問の頻度・タイミング、全団員が訪問したほうが良いかなど、お教えてください。	セネガル事務所に訪問する必要はございません。必要な打ち合わせ等については原則オンラインでの対応とします。 打合せ簿の取り交わしや最終報告書の印刷物の提出等については、必要に応じて本部・在モーリタニア JICA 専門家を介して JICA 内の郵送システム等で対応します。これらの郵送費にかかる積算は不要です。(なお印刷版報告書の提出は本部への納品をもって提出とみなします。)
11	P19 業務従事者の構成	評価対象者が、3 月下旬～4 月 1 日弊社入社の場合、団員に加えても問題ないでしょうか。その場合、健康保険・雇用保険等の箇所は前職のものを使っても差し支えないでしょうか。	プロポーザル提出時点では雇用関係にないものの、出向の終了等で、業務の実質的な開始時期までに雇用関係になるものについては、その時期を技術提案書に記載いただいたうえで、団員に加えていただいて問題ありませんが、技術評価時に記載内容を踏まえ適宜評価を行います。その際、応募案件の採否にかかわらず入社予定であるのかどうかについても記載願います。また、落札者決定後に雇用関係の詳細を確認したうえで契約締結可否を判断しますので、ご留意願います。(結果によっては契約を締結できなくなり、再公告・再入札になる可能性があります。)また、健康保険・雇用保険等の箇所については、雇用開始予定である旨等を記載願います。
12	p18 技術提案書の構成	記載事項として、2 章(1)課題に関する問題認識(5 頁以下)、(2)業務実施の基本方針(5 頁以下)、(3)作業計画(3～4)、(4)その他(1～2)とあります。ただ、「コンサルタント等契約に	「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年4月)2ページ上から5行目に下記1. のとおり記載されています。 入札説明書に記載された内容に従い、技術提案

		<p>おけるガイドライン」によりますと、2)業務実施の方法の記載義務があると思います。</p> <p>こちらは、(2)業務実施の基本方針に併せて入れるのでしょうか。</p> <p>また、(3)作業計画に、4)要員計画、5)業務従事予定者ごとの分担業務内容も入れるということでしょうか。</p>	<p>書を作成願います。</p> <p>具体的には、記載いただきたい内容は、2章(1)課題に関する問題認識(5頁以下)、(2)業務実施の基本方針(5頁以下)、(3)作業計画(3～4)、(4)その他(1～2)であり、2)業務実施の方法の記載義務は、ありません。(業務実施の基本方針に併せて記載いただくことを妨げるものではありません)</p> <p>また、作業計画に、要員計画及び業務従事者ごとの分担業務内容を入れるかどうかについては、応募者側でご判断いただきたいと思います。が、下記2. のとおりの評価の視点(入札説明書23ページに記載)に沿って評価を行いますので、ご留意願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般競争入札(総合評価落札方式)の場合は、基本的にほんガイドラインの内容に基づきますが、評価の視点や技術提案書の頁数など本ガイドラインと異なる部分については、入札説明書で説明します。 2. 提示された業務実施基本方針に見合った作業計画となっているか。 作業計画を実施するのに十分な業務従事者が配置されており、担当分野の構成が適切で業務実施上重要な専門性が確保されているか。
--	--	--	---

13	p17 技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項	技術提案書の重要な評価部分で、提案書を求める内容が特になしとあるため、様式 4-0 は本提案では不要という理解でよろしいでしょうか。	はい。様式 4-0 は本提案では不要です。
14	p16 記載事項の注	注)において、「～」類似業務の経験はM各社(略)にてそれぞれ記載するため、「5 枚×社数(共同企業体代表者及び厚生委員の者数)」を上限とあります。 「コンサルタント等契約におけるガイドライン」によると、類似業務の経験はリストの他、3 件の実績までとなっておりますが、相違ないでしょうか。	類似業務については、様式 4-1(その1)に類似案件のリストを 2 枚上限で、様式 4-1(その2)に個別の類似案件 3 件の状況を 3 枚上限で記載願います。 5 枚との記載については、2 枚に 3 枚を加えての数値となっております。
15	その他	モーリタニア国内(ヌアクショット、渡航可能な地方都市何れも)は JICA 指定のホテルがありますか？ もしある場合、ホテル名と単価をご教示ください。	ヌアクショット市、ヌアディブ市には指定ホテルがございます。 宿泊単価はヌアクショットで 3300MRU～4500MRU 程度、ヌアディブで 2500MRU 程度です。契約後にホテル名を含む詳しいリストを共有いたします。
16	その他	JICA 指定のホテルがある場合、現地傭人(定額計上のアシスタント)も上記のホテルに宿泊するという理解で宜しいでしょうか。	ヌアクショット市、ヌアディブ市については、現地傭人も指定ホテルに宿泊することを「推奨」します。
17	その他	現地傭人(定額計上のアシスタント)に関して、上記の宿泊費用は地方出張時の日当も定額計上に含めるべきか別途計上すべきか、ご教示ください。	現地傭人の宿泊費用・地方出張時の日当も定額計上に含めていますので、契約締結時に加算します。入札金額には含めないでください。 (No.3 と同じ趣旨)

18	その他	現地通貨(モーリタニアウギア:MRU/MRO)の、日本円への換算レートをご教示ください。	「業務実施契約、業務委託契約における外貨換算レート表」にない追加については、JICA ホームページ「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」p.35(2)外貨交換レートをご参照ください。 quotation_01_202204.pdf (jica.go.jp)
19	その他	モーリタニア国安全対策マニュアル(2018年9月)および JICA 安全対策措置(モーリタニア国)(2023.1.17 改定)には以下の点が記載されていますが、見積においてもこれらの点を反映すべきでしょうか。 ・イベントを開催するホテルは、JICA 指定 ・都市間移動は4WD 車両を使用し、携帯電話に加えて、衛星電話を携帯	ホテルを想定したイベント開催は特に想定していません・実施する場合は、安全対策措置を踏まえて開催いただく必要がございます。 都市間移動は4WD 車両を想定ください。 衛星携帯電話については事務所から貸与可能です。
20	P.9 第1章 13. 契約書作成及び締結	見積書等使用する様式について	以下訂正いたします。 13. 契約書作成及び締結 (2)及び(3)の「(第4章契約書(案))」を削除します。 契約書雛形については、JICA ホームページ「様式 コンサルタント等契約(業務実施契約)」で該当する「総合評価落札方式 様式(ランプサム型)」をご利用ください。 様式 コンサルタント等契約(業務実施契約) 調達情報 JICA について - JICA

以上